

別記 第● 土地の安定性

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、傾斜地の崩壊や地盤の変形等を生じるような土地の安定性に影響を及ぼすと想定される地域における土地の安定性の確保の程度を対象とする。

なお、地震等の異常な自然現象によって発生する影響も必要に応じて考慮する。

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、土地の安定性を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、土地の改変により、土地の安定性に影響を及ぼすと予想される場合

イ 工事中又は存在・供用時に、対象事業実施区域に大規模盛土造成地、急傾斜地崩壊危険区域又は液状化危険度が高い地域等が含まれ、土地の安定性に影響を及ぼすと予想される場合

ウ その他土地の安定性への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 土地の安定性の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 地形の状況

- a 地形区分
- b 斜面形状
- c 大規模盛土造成地の状況

(イ) 地質、地盤の状況

- a 地質の種類、分布
- b 軟弱地盤の状況
- c 粘着力
- d 内部摩擦角
- e 粒度分布
- f 単位体積重量等の地盤定数

(ウ) 過去の被災及び被災想定区域の状況

- a 過去の地震による被災（液状化含む）の状況
- b 過去の風水害等による斜面崩壊の状況
- c 被災想定区域等の状況

(I) 地下水の状況

a 水位

(オ) その他予測及び評価に必要な事項

イ 降水量の状況

ウ 地下水及び湧水の状況

エ 植生の状況

オ 関係法令、計画等

(ア) 宅地造成及び特定盛土等規制法

(イ) 地すべり等防止法

(ウ) その他必要なもの

カ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。

(ア) 土地利用の状況

(イ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地形・地質の状況

(ア) 調査地域、調査地点

対象事業の実施により、土地の安定性の状況に変化を及ぼすと想定される範囲及び地点とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等を行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域、調査地点

原則として「ア 土地の安定性の状況」の調査地域及び調査地点とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 土地の安定性が確保される水準
- (2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する土地の安定性の確保の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア 土地の安定性の状況」の調査地域を勘案して、対象となる土地の安定性の状況を適切に把握し得る地域及び地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 土地の改変計画
- (b) 傾斜地保全工事計画
- (c) 樹林伐採計画
- (d) 工事施工計画
- (e) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 防災対策
- (b) その他必要な事項

(4) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 事業計画から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げるうちの適切な事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

ア 改変範囲及び施設配置と斜面等との重ね合わせ図及び縦横断面図

イ その他適切な事項

5 評価

予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が及ぼす環境影響の程度を評価する。なお、事業者により実行可能により範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

ア 施工計画及び施工管理に関する措置

イ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

ア 点検、整備に関する措置

イ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

原則として予測範囲又は予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。